

桜井市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 寄附活用事業 法第5条第15項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた、地域再生計画に基づき実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- （2） 寄附対象法人 市内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- （3） 寄附金 寄附活用事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

（寄附金の使途）

第3条 この要綱に基づき寄附された寄附金は、内閣府に地域再生計画として認定された寄附活用事業に充てるものとする。

2 寄附対象法人は、自らの寄附金を寄附活用事業のいずれに充てるかをあらかじめ指定することができるものとする。

（寄附金の申出）

第4条 寄附金の申出をしようとする寄附対象法人は、桜井市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（第1号様式）により、次のいずれかの納付方法を指定の上、寄附を申し出るものとする。

- （1） 市が発行する納付書による納付
- （2） 市長が指定する口座への振込みによる納付
- （3） その他市長が必要と認める方法

（支払の要請等）

第5条 市長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附活用事業の事業費の範囲内で寄附金の支払を当該寄附対象法人へ要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ず寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を収受した場合は、事業費が確定した後に寄附対象法人に対して、事業費確定通知書（第2号様式）により事業費の確定額を通知するものとする。

（寄附金の受領証明）

第6条 市長は、寄附金を収受した場合は、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定に基づき、当該寄附金額及び年月日を証する受領証を交付するものとする。

（寄附金台帳の作成）

第7条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、桜井市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金台帳（第3号様式）を作成しなければならない。

（寄附金の返還等）

第8条 寄附対象法人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の申出を拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

- (1) この要綱の趣旨に反するとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号。））又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するとき。

（設置）

第9条 市長は、次条に規定する寄附活用事業に関する助言等を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に対する深い理解及び知識を有する者
- (2) 寄附活用事業に精通している者

3 市長は、アドバイザーを置く場合は、本人の同意を得なければならない。

（助言等）

第10条 市長は、アドバイザーから、次の各号に掲げる活動に関する助言等を受けることができる。

- (1) 寄附活用事業に賛同する企業との新たなパートナーシップの連携構築に関すること。
- (2) 寄附金の申出のあった企業との連絡及び調整に関すること。
- (3) その他、寄附活用事業に関し市長が必要と認めること。

（旅費等）

第11条 市長は、アドバイザーが、公務のための旅行に係る費用を負担するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償については、職員等の旅費に関する条例（昭和36年9月桜井市条例第26号）の規定を準用する。

3 市長は、アドバイザーの役割を遂行するため、アドバイザーの名刺を支給するものとする。

（任期等）

第12条 アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、アドバイザーから辞任の申出があったとき又は次の各号のいずれかの事由に該当するときは、アドバイザーの任を解くものとする。

- (1) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があるとき又はこれに耐えないとき。
- (2) 適格性を欠くに至ったとき。

（庶務）

第13条 アドバイザーに関する庶務は、行政経営課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

桜井市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書

年 月 日

（あて先） 桜井市長

本社住所 _____

法人名 _____

代表者 _____ 印

（法人番号： _____）

桜井市が実施する _____ 事業に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

1 寄附金（予定）額 金 _____ 円 ※下限10万円

2 寄附金の納入方法（いずれかに○を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	市が発行する納付書による納付
<input type="checkbox"/>	市長が指定する口座への振込み ※振込手数料のご負担があります。
<input type="checkbox"/>	その他（ _____ ）

3 企業名等の公表の可否（該当する方に○を付けてください。）

公表する項目	可	不可
企業名及び本社の所在地等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
寄附金の額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
企業概要（HPリンク等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 担当者連絡先

所属：	氏名：
住所：	電話番号：
E-mail：	

注1） 寄附いただく額は、年度ごとの事業費の範囲内となります。

注2） 実際の寄附金の納付は、年度ごとの事業費の確定後となります。

注3） 寄附金の受領後、税額控除に必要となる受領証を送付いたします。

事業費確定通知書

年 月 日

法人名
代表者 様

桜井市長 印

年 月 日付で貴社から受領した、桜井市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、 年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 事業名 _____ 事業
2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額
 - ・確定した事業費： 金 _____ 円
 - ・当該事業に対する寄附の受領額： 金 _____ 円
 - （うち、貴社からの寄附の受領額： 金 _____ 円 ）

